

令和5事務年度における所得税及び消費税調査等の状況（概要）

高額・悪質と見込まれる事案を優先して深度ある調査を的確に実施するとともに、短期間で申告漏れ所得等の把握を行う効率的な調査等を実施

《所得税》

選定にAIを活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額及び追徴税額の総額は過去最高

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は60万5千件（同94.9%）
- 「調査等」による申告漏れ所得金額は9,964億円（同110.2%）、追徴税額の総額は1,398億円（同102.2%）と、過去最高
- 譲渡所得の調査等の合計件数は1万7千件（同90.0%）で、申告漏れ所得金額は1,460億円（同97.1%）

○ 調査等の状況

項目	区分	実地調査			簡易な接触			調査等合計		
		(参考)	令和5	対前年比	(参考)	令和5	対前年比	(参考)	令和5	対前年比
		令和4	令和4		令和4	令和4				
調査等件数	件	46,306	47,528	102.6%	591,517	557,549	94.3%	637,823	605,077	94.9%
申告漏れ所得金額	億円	5,594	5,516	98.6%	3,448	4,448	129.0%	9,041	9,964	110.2%
追徴税額計	億円	1,015	1,066	105.0%	353	332	94.1%	1,368	1,398	102.2%
1件当たり追徴税額計	万円	219	224	102.3%	6	6	100.0%	21	23	109.5%

○ トピックス（主な取組）の調査状況

項目	区分	富裕層	海外投資等	シェアリングエコノミー等新分野	暗号資産等取引	無申告	特別・一般調査計
調査件数	件	2,407	2,584	1,226	535	5,274	37,092
申告漏れ所得金額	億円	655	664	176	126	1,366	5,081
追徴税額計	億円	170	168	39	35	220	1,019
1件当たり追徴税額計	万円	707	649	319	662	417	275
	全体平均との比較	2.6	2.4	1.2	2.4	1.5	-

《消費税（個人事業者）》

消費税（個人事業者）についても調査等合計の追徴税額の総額は過去最高

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は12万件（同128.2%）
- 「調査等」による追徴税額の総額は423億円（同106.8%）と過去最高

○ 調査等の状況

項目	区分	実地調査			簡易な接触			調査等合計		
		(参考)	令和5	対前年比	(参考)	令和5	対前年比	(参考)	令和5	対前年比
		令和4	令和4		令和4	令和4				
調査等件数	件	25,513	26,576	104.2%	68,472	93,919	137.2%	93,985	120,495	128.2%
追徴税額計	億円	336	359	106.8%	60	63	105.0%	396	423	106.8%
1件当たり追徴税額計	万円	132	135	102.3%	9	7	77.8%	42	35	83.3%

○ トピックス（主な取組）の調査状況

- 消費税無申告者に対する調査件数（特別・一般）は8千件（同102.8%）で、1件当たりの追徴税額は274万円（同105.4%）であり、消費税全体の1件当たり追徴税額158万円の1.7倍

（連絡先） 国税庁 課税部 個人課税課 課長補佐 赤松 俊彦 （内線 XXXXXXXXXX）
 資産課税課 課長補佐 久田 訓寛 （内線 XXXXXXXXXX）

調査事例

➤ 富裕層・海外取引事案

事例1 調査対象者が出資する外国法人の出資状況や事業概況から、当該法人は実体のないペーパーカンパニーであると認定し、外国子会社合算税制を適用した事例

➤ 海外取引事案

事例2 海外FX業者等の紹介サイトを開設し、当該サイトを通じてFX取引口座を開設した閲覧者に応じて得たアフィリエイト収入に対して課税した事例

➤ 無申告・ニュービジネス事案

事例3 ライブ配信により多額の利益を得ていたにもかかわらず、所得税が無申告であった者に対して課税した事例

事例4 公営競技のレース予想に関する記事を有料配信することで得た多額の配信料収入に対して課税した事例

➤ 消費税還付申告事案

事例5 実在しない外国法人に対する輸出販売を装うことで、架空の免税売上及び課税仕入れを計上した消費税不正還付を把握した事例

➤ 譲渡事案

事例6 法定調書の提出基準以下の金額となるように金地金の譲渡を分割して行うことにより、意図的に所得税を免れようとした事例

事例1【富裕層・海外取引事案】

出資先の外国法人には実体がないとして外国子会社合算税制^(注)を適用

調査対象者が出資する外国法人の出資状況や事業概況から、当該外国法人は実体のないペーパーカンパニーであると認定し、外国子会社合算税制を適用などした事例。

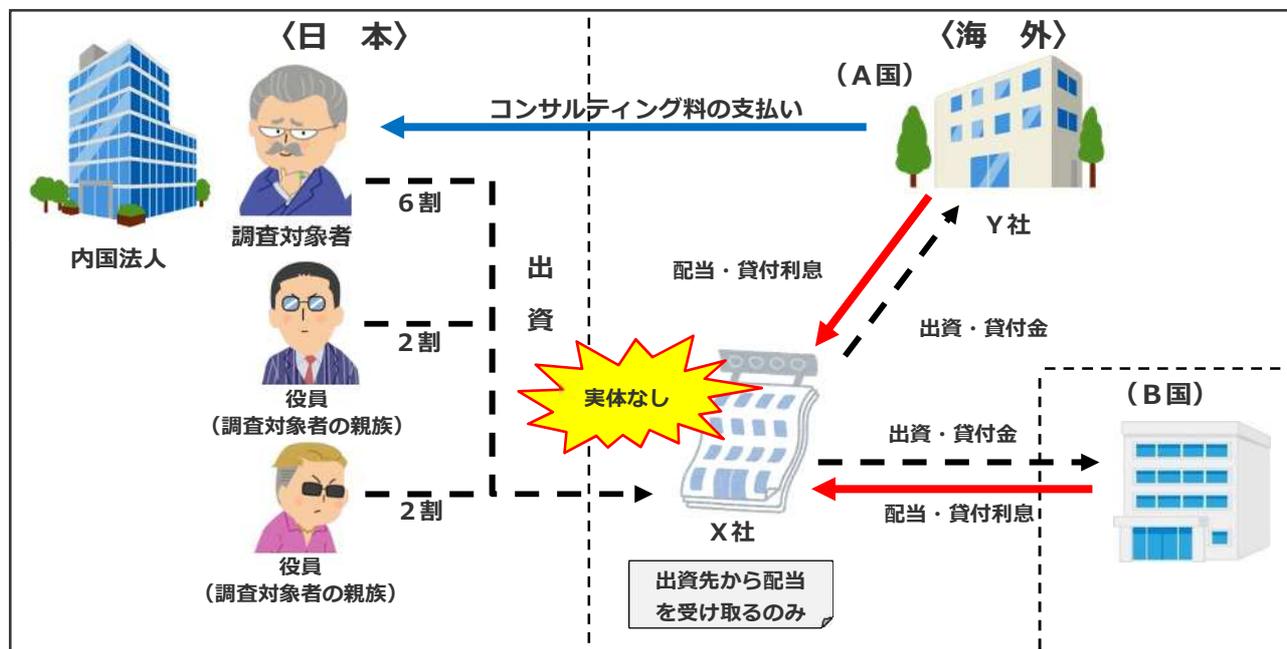
調査対象者は、内国法人の会長であるほか、A国における外国法人Xの役員であり、外国法人への出資状況等から外国子会社合算税制の適用が見込まれたため調査選定した。

調査着手し、調査対象者及びX社の概況聴取を行うとともに、X社の事業実態を確認するため、X社の財務諸表の提示を依頼し、これらを検討したところ、X社は、会社としての実体はなく、配当を受け取るだけの法人（ペーパーカンパニー）であると判断した。さらに、調査対象者から提示を受けたステイトメント等から、Xが出資する外国法人Yから、調査対象者がコンサルティング料を受領していた事実を把握した。

そのため、X社の収益からA国の法人税を差し引き、調査対象者の出資割合を乗じた金額は、調査対象者の雑所得として申告する必要があること、受領したコンサルティング料は日本での申告が必要となる旨を説明し、調査額に基づく修正申告書の提出を受けた。

(注) 居住者・内国法人等が、税負担の低い国等に活動実態がない外国関係会社を設立し、当該外国関係会社を通じて国際取引を行うことによって、直接国際取引を行った場合よりも、税負担を不当に軽減・回避し、結果として国内での課税を免れる事態が生じ得ることがあります。このような租税回避行為に対処するため、事務所等の活動実態がないなど一定の要件に該当する外国関係会社の所得に相当する金額のうち一定の金額を居住者等の所得とみなし、それを合算して課税する制度を「外国子会社合算税制（CFC税制）」といいます（措法40の4）。

【所得税（5年分）：申告漏れ所得金額 約2億5千5百万円 追徴税額（加算税込み）約7千9百万円】



国税庁では、申告事績や各種資料などの様々な情報を活用し、外国子会社等を利用して税負担を軽減・回避する行為に対する外国子会社合算税制の適用や海外取引等を行っている「富裕層」に対する積極的な調査に取り組んでいます。

事例2【海外取引事案】

国外送金等調書を活用し、海外アフィリエイト収入を把握

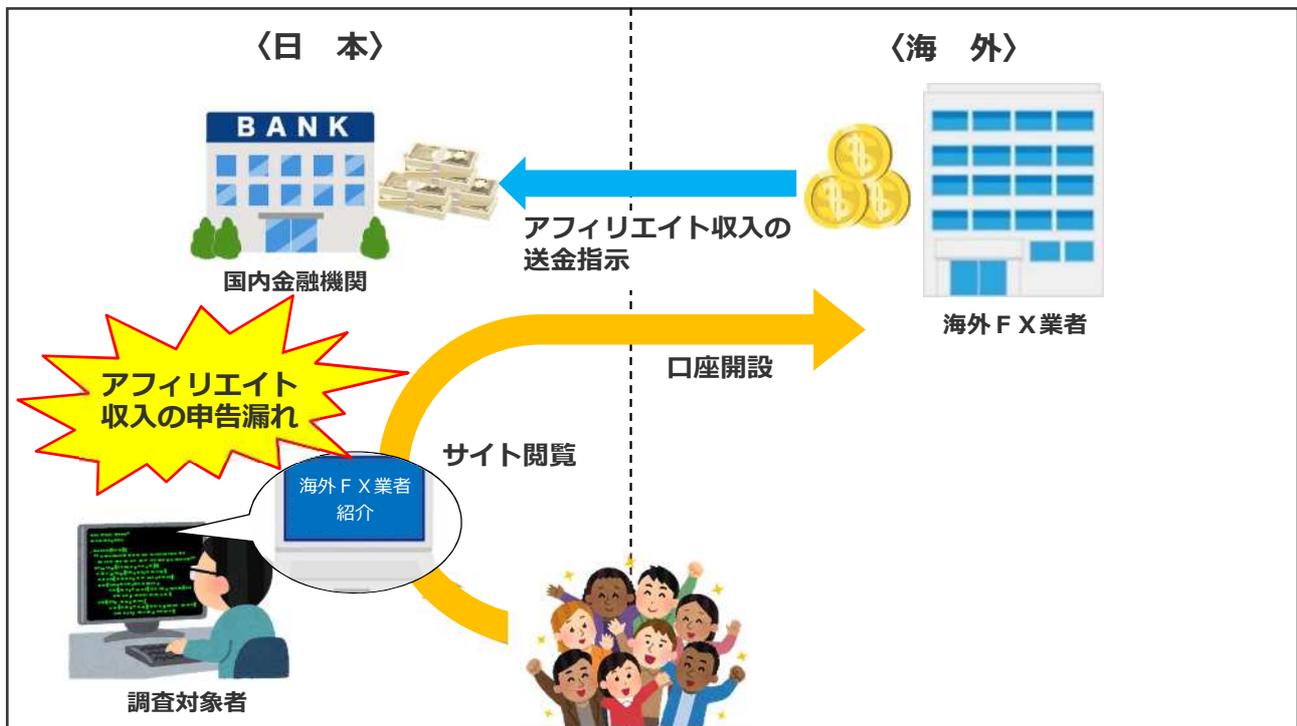
国外送金等調書を活用し、海外FX業者等の紹介サイト運営によるアフィリエイト収入に対して課税した事例

調査対象者は、ホームページ作成の業務委託を請け負うプログラマーであり、国外送金等調書及び申告事績を検討したところ、海外FX事業者から調査対象者の国内金融機関口座に送金されている事実を把握したが、対応する所得の申告がなかったことから調査着手した。

提示を受けた国内金融機関口座の預金通帳を精査した結果、定期的に国外からの受金履歴が確認できたため、内容を追及したところ、海外FX業者の紹介等を行うサイトを開設し、アフィリエイト収入を得ていることを把握した。

さらに申告の有無について追及したところ、海外での収入も申告義務があることを認識していたにもかかわらず、申告書の作成に当たり、プログラマーの事業に係る収入及び必要経費のみを会計ソフトに入力することで、アフィリエイト収入を申告から除外していたことを認めた。

【所得税（6年分）：申告漏れ所得金額 約7千7百万円 追徴税額（加算税込み）約2千5百万円 重加算税有】



国税庁では、国外送金等調書などのさまざまな情報を活用し、海外取引・海外資産関連収入の的確な把握及び積極的な調査に取り組んでいます。

事例3【無申告・ニュービジネス事案】

ライブ配信により得た多額の収入を申告せず

ライブ配信により多額の利益を得ていたにもかかわらず、所得税が無申告であった者に対して課税した事例

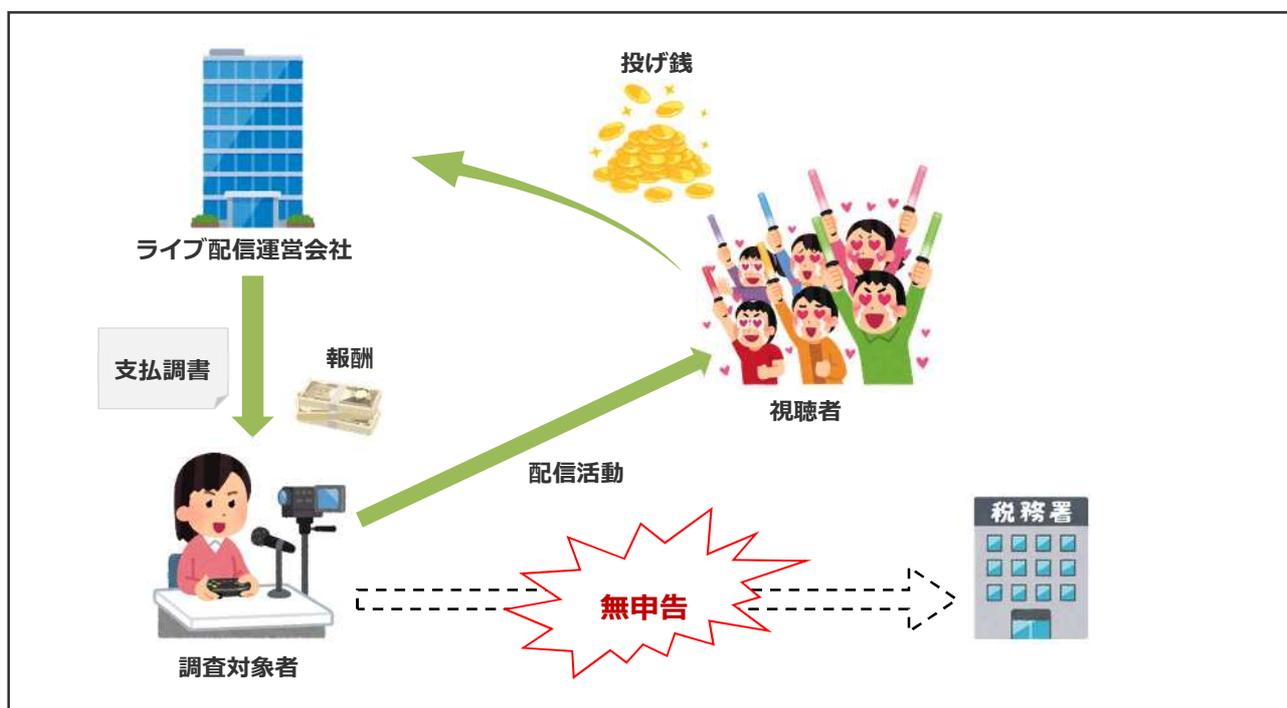
調査対象者は、部内資料等から、ライブ配信による収入を得ていると想定されたものの、所得税の申告がなかったことから調査選定した。

無予告により調査着手し、事業概況を聴取したところ、スマートフォンアプリにより配信業を行っている旨の回答があったことから、直ちに調査対象者のスマートフォンを確認した結果、毎月、ライブ配信運営会社から報酬金額の通知を受けていたことを把握した。併せて、確定申告期前に、ライブ配信運営会社から年間の収入金額が記載された支払調書が添付されたメールを受信していたことを把握した。

把握した事実に基づき、調査対象者を追及したところ、ライブ配信により得た収入について、多忙により確定申告を行っていないことを認めたため、調査額に基づく期限後申告書の提出を行った。

【所得税（4年分）：申告漏れ所得金額 約1億1千9百万円 追徴税額（加算税込み）約1千2百万円】

【消費税（2年分）：追徴税額（加算税込み）約9百万円】



国税庁の電子商取引専門調査チームは、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報を積極的に収集しており、こうした情報を分析・活用して調査に取り組んでいます。

事例4【無申告・ニュービジネス事案】

公営競技の予想の掲載による配信料収入があるにもかかわらず、申告せず

有料記事コンテンツの配信料収入があるにもかかわらず、住民税申告書の所得金額を0円で記載して申告した上、所得税が無申告であった者に対して課税した事例

調査対象者は、部内資料等の情報から、配信料収入があることが想定されたものの、所得税の申告がなかったことから、調査選定した。

調査着手し、調査対象者の事業概況を聴取したところ、ギャンブルが趣味であったことから、公営競技関連の記事を配信している旨の申述があったため、直ちにスマートフォンのデータを確認した結果、公営競技の順位予想に係る有料記事をメディアプラットフォームに掲載し、閲覧した視聴者から、メディアプラットフォームの提供会社を通じて、配信料を受け取っていることを把握した。

併せて、申告の有無について追及したところ、配信料収入の申告義務は認識していたが、申告しなければ税務署には分からないと考え、所得金額を0円とする住民税申告のみ行っていたことを認めた。

【所得税（3年分）：申告漏れ所得金額 約5千3百万円 追徴税額（加算税込み）約2千万円 重加算税有】



国税庁では、電子商取引専門調査チームによるインターネットを利用した電子商取引など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報等を積極的に収集・分析し、所得税等が無申告となっている者やインターネット取引を行う者についても調査を行っています。

事例5【消費税還付申告事案】

輸出免税を仮装した多額の消費税不正還付を把握

実在しない外国法人に対する輸出販売を装うことで、架空の免税売上げ及び課税仕入れを計上した消費税不正還付を把握した事例

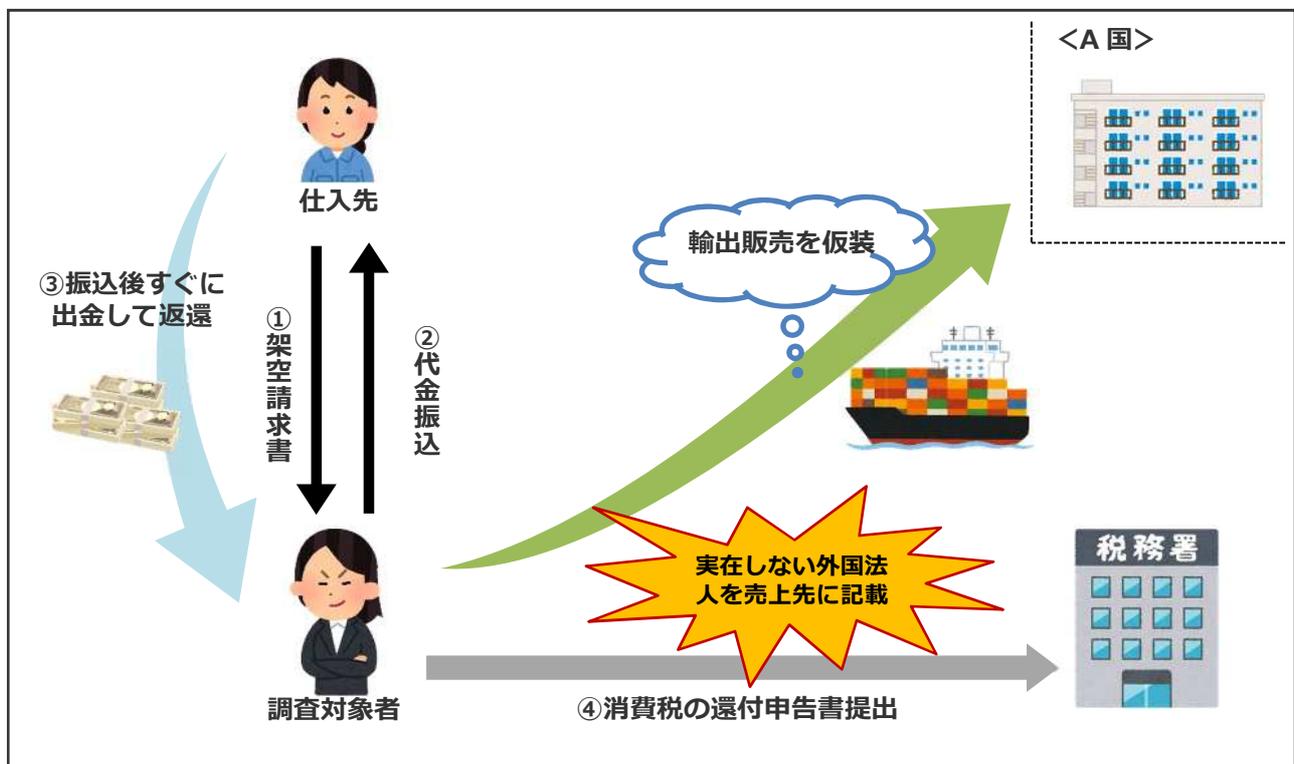
調査対象者は、化粧品等の輸出販売業者として、輸出販売に係る免税売上げ及び課税仕入れがある旨を記載した消費税の還付申告書を提出していたが、国外送金等調書から免税売上金額に見合う国外からの送金事実が確認できなかったこと、また、申告事績等の分析から資金出所や在庫管理状況等の事業実態を解明する必要があることから調査選定した。

調査着手したところ、調査対象者が行う輸出販売の売上先である外国法人は、商業登記及び会社登記等該当するものがなく、実在しない法人である事実を把握したが、調査対象者は曖昧な回答に終始した。

そのため、調査対象者の仕入先に対する反面調査を実施したところ、調査対象者からの依頼により、輸出販売に係る免税売上げに対する課税仕入れがあるかのように装うため、架空の仕入請求書を作成し、調査対象者から報酬を得ていたことを認めた。

把握した事実から、消費税の免税売上げ及び課税仕入れは架空取引であると認定し、課税処理を行った。

【消費税（2年分）：追徴税額（加算税込み）約2千6百万円 重加算税有】



国税庁では、保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

事例6【金地金譲渡事案】

金地金の法定調書の提出基準以下の譲渡を繰り返し、所得税を免れようとした事例

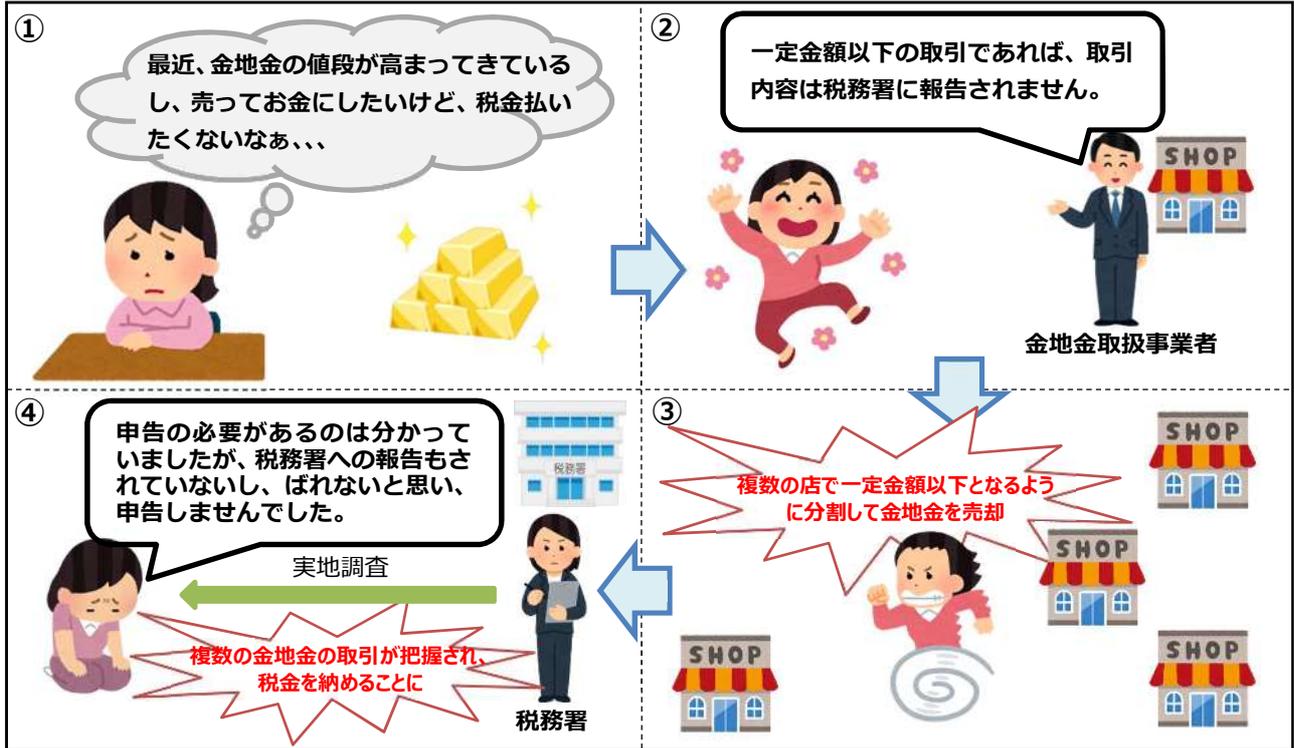
法定調書の提出基準以下の金額となるように金地金の譲渡を分割して行うことにより、意図的に所得税を免れようとした事例

部内資料より、調査対象者が金地金の取引を行っていることを把握したが、当該取引があった年分に譲渡所得の申告がなかったことから、事実関係を解明するため調査選定した。

調査に着手後、調査対象者の銀行口座に複数の金地金取扱事業者から金地金の売却代金が入金されていることを把握した。

調査対象者に説明を求めたところ、金地金を売却する際に、金地金取扱事業者から「法定調書の提出基準以下の売却額であれば、税務署へ通知されない」旨を聞き、税負担を免れるために意図的に売却量を調整して売却し、当該譲渡所得を申告しなかった事実を認めた。

【所得税（5年分）：申告漏れ所得金額 約1億2千万円 追徴税額（加算税込み）約2千8百万円 重加算税有】



国税庁では、あらゆる機会を通じて収集した資料情報を調査に活用し、不正に税金を逃れようとする納税者に対しては、深度ある調査を実施し適正・公平な課税の実現に努めています。

参考資料 1

(調査事績の推移・譲渡所得の仕組み)

平成29事務年度から令和5事務年度 所得税調査等の状況

		平成29事務年度	平成30事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
調査等件数	件	(96.2%) 622,637	(98.1%) 610,655	(70.7%) 431,495	(116.4%) 502,298	(119.4%) 599,747	(106.3%) 637,823	(94.9%) 605,077
	特別・一般	(101.5%) 49,735	(100.8%) 50,130	(85.0%) 42,601	(43.9%) 18,713	(128.6%) 24,067	(148.5%) 35,751	(103.8%) 37,092
	着眼（実地）	(109.4%) 23,218	(101.0%) 23,449	(72.8%) 17,082	(29.8%) 5,091	(144.2%) 7,340	(143.8%) 10,555	(98.9%) 10,436
	実地調査合計	(103.9%) 72,953	(100.9%) 73,579	(81.1%) 59,683	(39.9%) 23,804	(131.9%) 31,407	(147.4%) 46,306	(102.6%) 47,528
	簡易な接触	(95.3%) 549,684	(97.7%) 537,076	(69.2%) 371,812	(128.7%) 478,494	(118.8%) 568,340	(104.1%) 591,517	(94.3%) 557,549
申告漏れ等の 非違件数	件	(95.9%) 383,908	(97.4%) 373,880	(70.3%) 262,974	(106.2%) 279,295	(113.6%) 317,189	(106.6%) 338,268	(92.0%) 311,264
申告漏れ所得金額	億円	(101.7%) 9,038	(100.0%) 9,041	(87.3%) 7,891	(70.7%) 5,577	(129.1%) 7,202	(125.5%) 9,041	(110.2%) 9,964
追徴税額	億円	(107.6%) 1,196	(99.9%) 1,195	(94.7%) 1,132	(64.7%) 732	(144.5%) 1,058	(129.3%) 1,368	(102.2%) 1,398
1件当たり申告漏れ 所得金額	万円	(105.8%) 145	(102.1%) 148	(123.6%) 183	(60.7%) 111	(108.1%) 120	(118.3%) 142	(116.2%) 165
1件当たり追徴税額	万円	(111.8%) 19	(105.3%) 20	(130.0%) 26	(57.7%) 15	(120.0%) 18	(116.7%) 21	(109.5%) 23

- (注) 1 各計数のカッコ書の数値は、対前事務年度比である。
 2 追徴税額等については、復興特別所得税の金額が含まれている。
 3 令和元事務年度の「調査等件数」、「簡易な接触」、「申告漏れ等の非違件数」及び「申告漏れ所得金額」欄における各計数は、令和3年10月に国税庁ホームページに掲載した正誤表に基づき作成している。

平成29事務年度から令和5事務年度 消費税（個人事業者）調査等の状況

		平成29事務年度	平成30事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
調査等件数	件	(100.9%) 87,550	(98.3%) 86,051	(78.2%) 67,321	(128.5%) 86,513	(98.5%) 85,199	(110.3%) 93,985	(128.2%) 120,495
特別・一般	件	(100.7%) 28,415	(100.3%) 28,504	(83.6%) 23,837	(39.0%) 9,301	(145.8%) 13,559	(152.5%) 20,677	(105.1%) 21,741
着眼（実地）	件	(112.8%) 9,504	(104.4%) 9,919	(69.6%) 6,899	(25.7%) 1,775	(188.7%) 3,349	(144.4%) 4,836	(99.9%) 4,835
実地調査合計	件	(103.5%) 37,919	(101.3%) 38,423	(80.0%) 30,736	(36.0%) 11,076	(152.7%) 16,908	(150.9%) 25,513	(104.2%) 26,576
簡易な接触	件	(99.0%) 49,631	(96.0%) 47,628	(76.8%) 36,585	(206.2%) 75,437	(90.5%) 68,291	(100.3%) 68,472	(137.2%) 93,919
申告漏れ等の 非違件数	件	(101.9%) 62,205	(100.0%) 62,229	(71.6%) 44,552	(108.9%) 48,523	(113.9%) 55,281	(110.4%) 61,055	(127.0%) 77,547
追徴税額	億円	(107.0%) 322	(107.1%) 345	(88.1%) 304	(59.2%) 180	(173.3%) 312	(126.9%) 396	(106.8%) 423
1件当たり追徴税額	万円	(105.7%) 37	(108.1%) 40	(112.5%) 45	(46.7%) 21	(176.2%) 37	(113.5%) 42	(83.3%) 35

(注) 1 各計数のカッコ書の数値は、対前事務年度比である。

2 追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）の金額が含まれている。

3 令和元事務年度の「調査等件数」、「簡易な接触」及び「申告漏れ等の非違件数」欄における各計数は、令和3年10月に国税庁ホームページに掲載した正誤表に基づき作成している。

1 調査事務運営の基本方針等

経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、必要な税務行政の見直しに不断に取り組みつつ、限られた事務量を一層効率的かつ効果的に活用することを通じて、適正・公平な税務行政の一層の推進を図る。

効果的・効率的な事務運営に向けた取組

データ活用を前提とした事務運営の推進

- データ活用の事務運営への実装
- データ活用を念頭に置いた資料情報の収集・入力

納税者のコンプライアンスリスクに応じた最適な接触方法の選択

○ 調査必要度の高い納税者
(高額・悪質な不正計算が想定される者など)
⇒ **実地調査**

○ その他の納税者
⇒ **行政指導及び署内調査**
(文書・電話)

課税部重点課題

消費税の
適正課税

国際化
富裕層

無申告

シェアリングエコ
ノミー等新分野へ
の的確な対応

所得税
不正還付への
対応

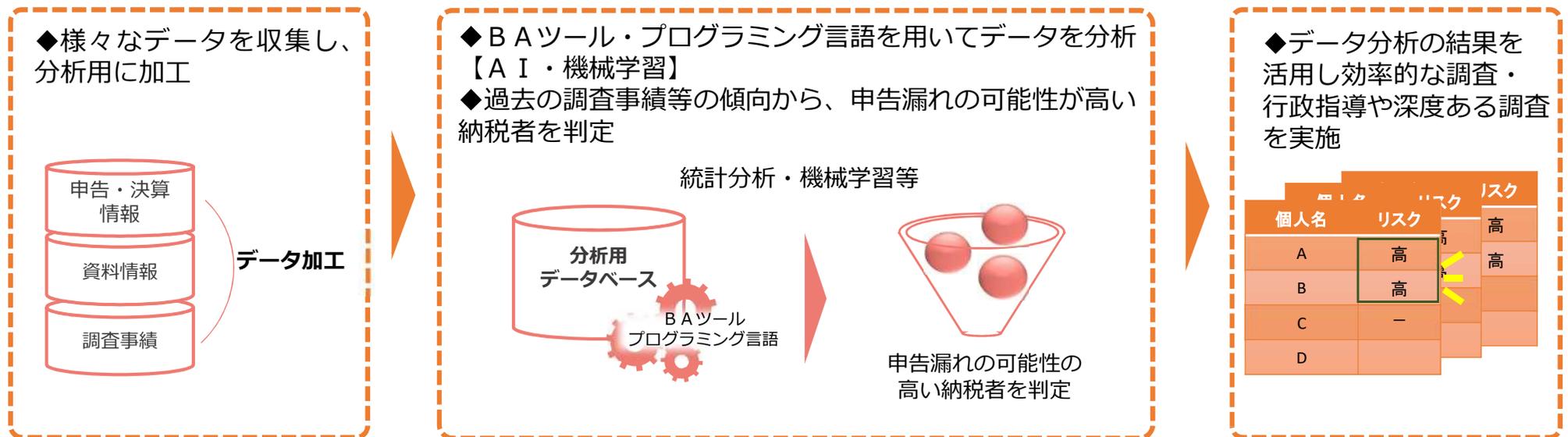
2 AI・データ分析の活用

国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルの構築に取り組んでいます。

構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を基に税務調査の選定を行い、課税事務の効率化・高度化に努めています。

申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



※ BA (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

平成29事務年度から令和5事務年度 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
		対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度
①	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
調査等件数	24,105	89.7	20,784	86.2	13,221	63.6	14,290	108.1	16,714	117.0	18,572	111.1	16,715	90.0		
土地建物等	19,226	94.1	16,705	86.9	9,826	58.8	11,940	121.5	13,503	113.1	13,987	103.6	12,915	92.3		
株式等	4,879	75.8	4,079	83.6	3,395	83.2	2,350	69.2	3,211	136.6	4,585	142.8	3,800	82.9		
②	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
申告漏れ等の非違件数	18,022	88.5	16,091	89.3	10,001	62.2	10,140	101.4	13,066	128.9	14,351	109.8	13,341	93.0		
土地建物等	14,023	94.1	12,727	90.8	7,099	55.8	8,232	116.0	10,214	124.1	10,236	100.2	9,933	97.0		
株式等	3,999	73.5	3,364	84.1	2,902	86.3	1,908	65.7	2,852	149.5	4,115	144.3	3,408	82.8		
③	%	P	%	P	%	P	%	P	%	P	%	P	%	P	%	P
申告漏れ割合 (② / ①)	74.8	▲1.0	77.4	2.7	75.6	▲1.8	71.0	▲4.7	78.2	7.2	77.3	▲0.9	79.8	2.5		
土地建物等	72.9	0.0	76.2	3.2	72.2	▲3.9	68.9	▲3.3	75.6	6.7	73.2	▲2.5	76.9	3.7		
株式等	82.0	▲2.6	82.5	0.5	85.5	3.0	81.2	▲4.3	88.8	7.6	89.7	0.9	89.7	▲0.1		
④	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
申告漏れ所得金額	1,482	99.2	1,526	103.0	1,106	72.5	1,150	104.0	1,384	120.4	1,503	108.6	1,460	97.1		
土地建物等	1,200	107.7	1,151	95.9	764	66.3	904	118.4	1,003	110.9	1,079	107.6	1,066	98.8		
株式等	282	74.1	375	132.9	342	91.3	246	71.8	381	155.1	425	111.4	395	92.9		
⑤	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)	615	110.5	734	119.4	836	113.9	805	96.2	828	102.9	809	97.8	874	107.9		
土地建物等	624	114.5	689	110.4	777	112.7	757	97.4	743	98.1	771	103.8	825	107.0		
株式等	578	97.7	919	159.0	1,008	109.7	1,046	103.7	1,187	113.5	927	78.0	1,039	112.1		

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

譲渡所得の仕組み

○ 譲渡所得の区分

		内容	対象となる資産
譲 渡 所 得	分離譲渡所得	譲渡所得を他の所得と区分（分離）し、譲渡所得に特定の税率を適用して税額を計算する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地建物等 ・ 株式等
	総合譲渡所得	譲渡所得を他の所得と合計（総合）し、一般の累進税率を適用して税額を計算する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の資産（金地金など）

○ 分離譲渡所得の金額の計算

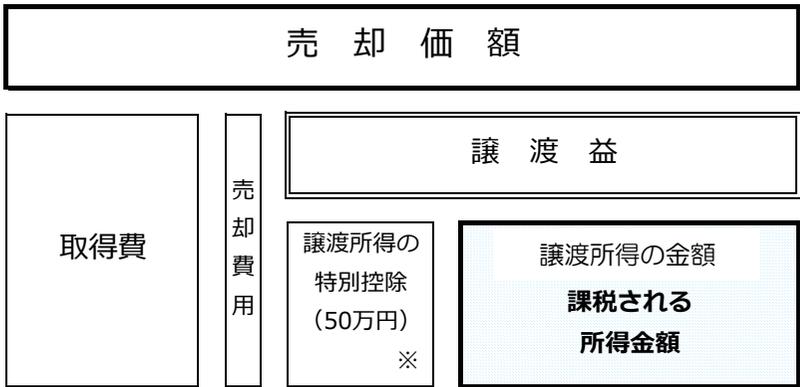
譲渡所得の金額
 = 売却価額 - (取得費 + 売却費用) - 譲渡所得の特別控除（※一定の場合）

○ 分離譲渡所得に係る所得税の税率

区 分	土地建物等	株 式 等
長期譲渡所得	15%	15%
短期譲渡所得	30%	

○ 総合譲渡所得の金額の計算

- 所有期間が5年以内の場合（短期譲渡所得）



- 所有期間が5年超の場合（長期譲渡所得）



} 1
2

※ 「譲渡所得の特別控除（50万円）」は、短期譲渡所得に係る譲渡益から先に控除します。

令和 5 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

(参考 1) 過去最高項目

項目	金額	備考※
【所得税の調査計】		
・ 調査等合計の追徴税額計	1,398 億円	平成 21 事務年度以降
・ 調査等合計の申告漏れ所得金額	9,964 億円	平成 21 事務年度以降
【消費税の調査計】		
・ 調査等合計の追徴税額計	423 億円	平成 21 事務年度以降
【消費税無申告】		
・ 追徴税額	214 億円	平成 23 事務年度以降
・ 1 件当たり追徴税額	274 万円	平成 23 事務年度以降

※本事務年度と同様の集計を開始した事務年度を示す。

(参考 2) 事業所得を有する個人の 1 件当たり申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

順位	業種目	上位 10 業種へのランクイン状況
1	経営コンサルタント	前年 1 位
2	ホステス、ホスト	初めて（平成 29 事務年度以降※ ₁ ）
3	コンテンツ配信	初めて
4	くず金卸売業	前年 2 位
5	ブリーダー	前年 3 位
6	焼き鳥	初めて
7	太陽光発電	前年 8 位
8	内科医	令和 2 事務年度（3 位）以来
9	スナック	初めて（平成 29 事務年度以降※ ₂ ）
10	西洋料理	初めて

※₁ 「ホステス、ホスト」は、平成 28 事務年度まで「その他の接客者」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い、平成 29 事務年度から初出したもの。

※₂ 「スナック」は、平成 28 事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い、平成 29 事務年度から初出したもの。

(参考 3) 調査事例

事例	局名	性別	その他
1	関東信越	男性	A 国：北米 B 国：中南米
2	関東信越	男性	-
3	大阪	女性	-
4	関東信越	男性	-
5	大阪	女性	A 国：アジア
6	大阪	女性	-